

九州大学附属図書館研究開発室規程

平成17年度九大規程第54号
施行：平成18年4月1日
最終改正：令和6年7月1日
(令和6年度九大規程第16号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学附属図書館規則（平成16年度九大規則第139号）第6条の2の規定に基づき、研究開発室の業務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 研究開発室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究開発の総括
- (2) 学習・教育活動との連携に関する分野の調査研究
- (3) コンテンツ形成及び学術情報発信に関する分野の調査研究
- (4) 図書館運営に関する分野の調査研究
- (5) その他図書館機能の高度化に関する研究開発

(組織)

第3条 研究開発室は、室長及び室員をもって構成する。

(室長)

第4条 室長は、附属図書館長をもって充てる。

2 室長は、研究開発室の業務を掌理する。

(運営委員会)

第5条 研究開発室に、研究開発室の重要事項を審議するため、研究開発室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 附属図書館副館長
- (3) 研究開発室に所属する教員
- (4) その他室長が必要と認めた者 若干人

3 前項第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

5 運営委員会に委員長を置き、室長をもって充てる。

6 委員長は、運営委員会を主宰する。

(室員)

第6条 室員は、研究開発室に所属する教員並びに次条及び第8条に規定する者をもって充てる。

2 室員は、室長の命を受け、研究開発室の業務を行う

(兼任の教員)

第7条 研究開発室に、兼任の教員を置くことができる。

2 兼任の教員は、九州大学の教員のうちから附属図書館長の推薦に基づき、総長が任命する。

3 兼任の教員の任期は、兼任の教員となった日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(研究開発室特別研究員)

第8条 附属図書館長は、研究開発室の業務を推進するため、学外有識者を研究支援者として委嘱することができる。

2 前項の研究支援者を研究開発室特別研究員と称する。

3 研究開発室特別研究員の任期は、研究開発室特別研究員となった日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、研究開発室の業務等に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規程第8号）

1 この規程は、平成20年6月12日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に委嘱される研究開発室特別研究員の任期は、この規程による改正後の九州大学附属図書館研究開発室規程第7条第3項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則（平成22年度九大規程第23号）

この規程は、平成22年7月21日から施行し、平成22年7月1日から適用する。

附 則（平成22年度九大規程第171号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規程第36号）

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規程第51号）

この規程は、令和3年7月5日から施行する。

附 則（令和6年度九大規程第16号）

この規程は、令和6年7月1日から施行する。